

第6期山辺町障がい福祉計画
第2期山辺町障がい児福祉計画

令和3年3月
山 辺 町

目次

I	計画の基本的理念等	
1	計画に係る法令の根拠	1
2	趣旨	1
3	基本的理念	2
4	目的及び特色	2
5	計画の位置付け	2
6	計画の期間	3
II	障がい者の状況	
1	障害者手帳所持者数の推移	4
2	身体障害者手帳所持者の状況	5
3	療育手帳所持者の状況	5
4	精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	6
III	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における成果目標と実績	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	7
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3	福祉施設から一般就労への移行等	8
4	地域生活支援拠点等の整備	9
5	障がい児支援の提供体制の整備	9
IV	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	10
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
3	地域生活支援拠点等の整備	11
4	福祉施設から一般就労への移行等	12
5	障がい児支援の提供体制の整備	13
6	相談支援体制の充実・強化等	14
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	14
V	障がい福祉サービスの量の見込みと確保の方策	
1	訪問系サービス	15
2	日中活動系サービス	16
3	居住系サービス	19
4	相談支援	20
5	障がい児支援	21
6	地域生活支援事業	22
VI	計画の推進	
1	計画の推進体制	26
2	計画の進捗管理	26

I 計画の基本的理念等

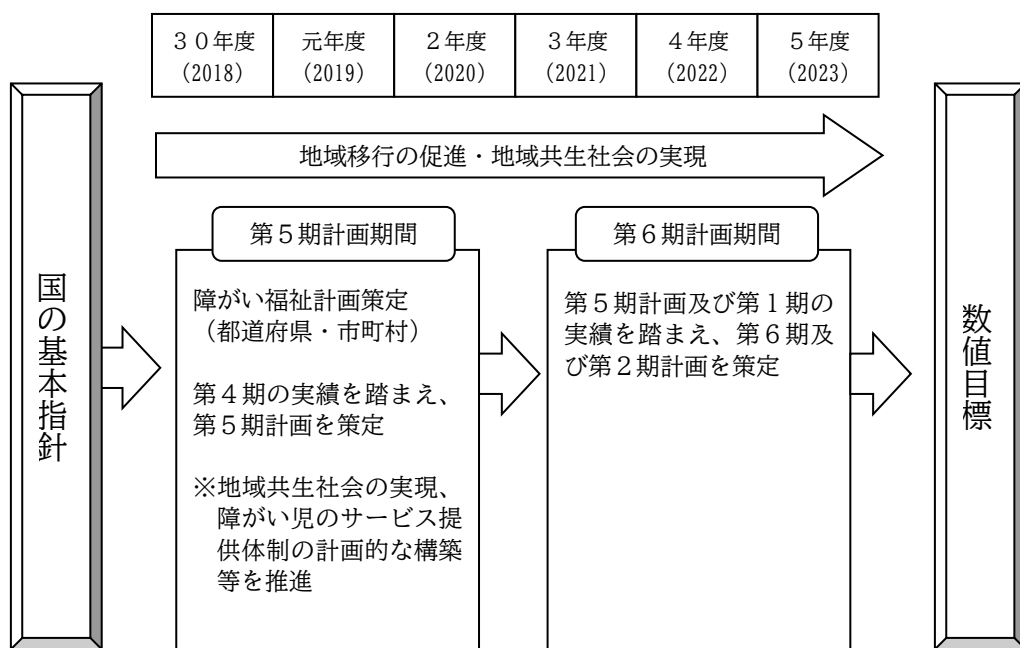
1 計画に係る法令の根拠

山辺町障がい福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項に規定されたものであり、同法第 87 条第 1 項の厚生労働大臣が定める基本的な指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

2 趣旨

本計画は、「障がいのある人もない人も、一人ひとりがその能力、環境に応じて主体性を発揮し、快適な生活を共にすることができる地域社会の実現」を目標に、利用者にとって最も身近な市町村において、障がい福祉サービス、障がい児支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるように策定するものです。

本町では、平成 19 年より本計画を策定しており、令和 3 年 3 月をもって第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画も終了となります。これまでの計画の実施状況や課題などを踏まえて、第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画を策定します。



3 基本的理念

- (1) 誰もが必要な障がい福祉サービスを受けられるよう提供体制の整備を図る。
- (2) 地域の社会資源を最大限に活用し、効率的な提供体制を図る。
- (3) 地域住民が、共に生きがいを創り、高めあうことができる社会の実現を図る。
- (4) 障がいのある児童生徒の健やかな育成を支援できるよう、支援体制の構築を図る。

4 目的及び特色

本町においては、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境などの分野で総合的かつ計画的に施策を推進していくことが求められています。

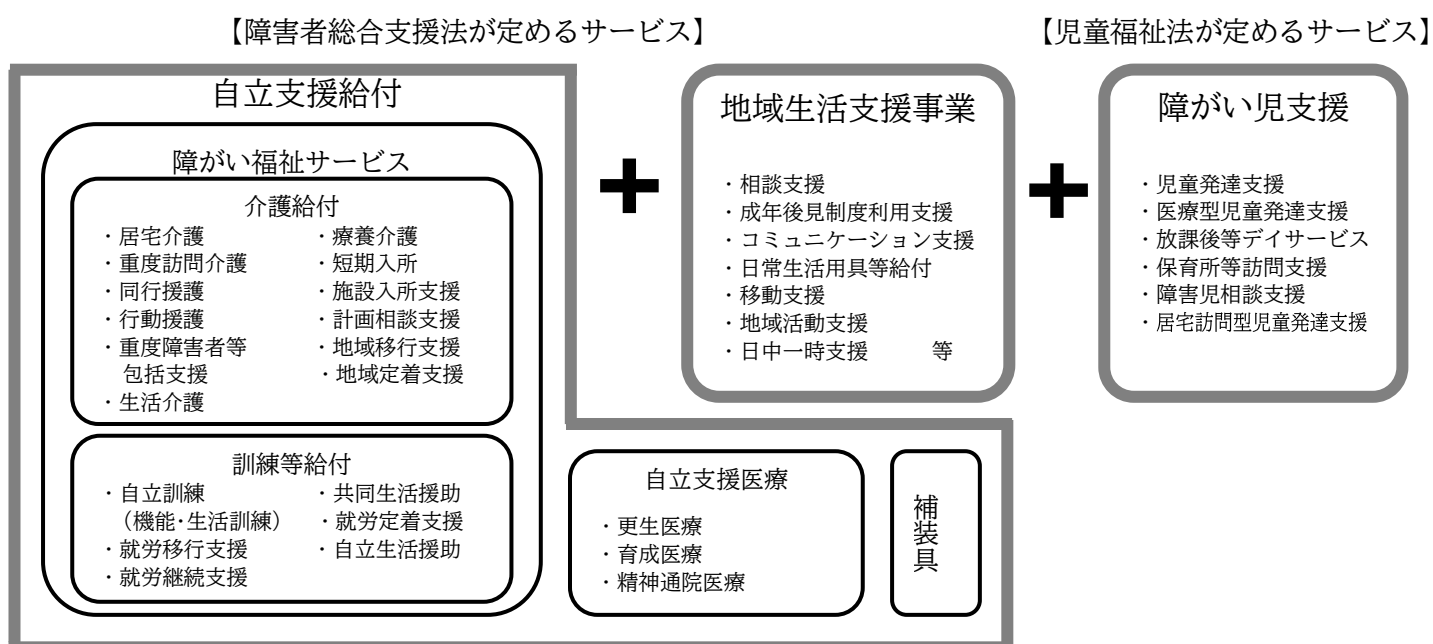
障がいの有無に関わらず、あらゆる場面での基本的人権が保障される社会を建設するため、この計画を策定します。

「障がい者」とは年齢に関わりなく、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい等に起因する身体又は精神上の障がい者で、長期にわたり生活上で支障を持つ方とします。(福祉サービスの制度上特に必要がある場合は、18歳未満の障がい者を「障がい児」と表記します。)

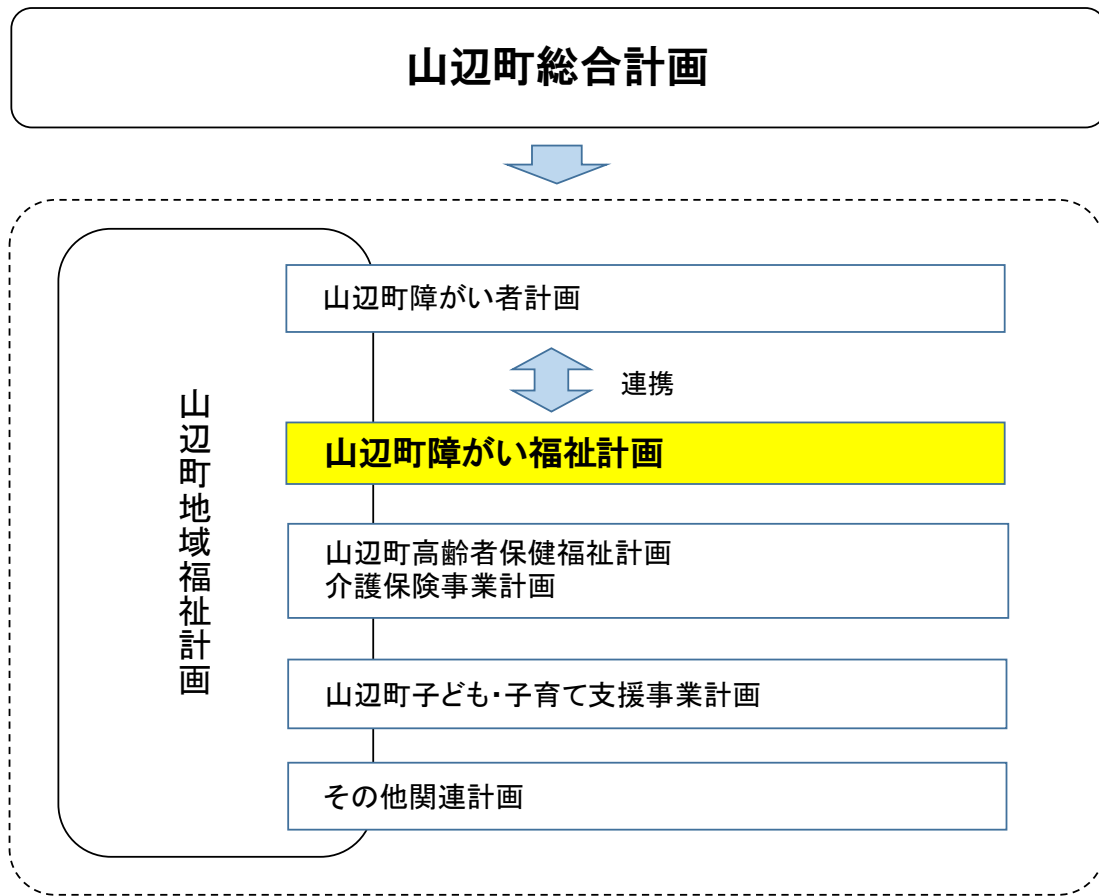
また、本計画は本町における他の計画との整合性を併せもつものです。

5 計画の位置付け

本計画は、本町が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービス及び、児童福祉法に基づく障がい児支援を提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。



【計画の位置づけ】



6 計画の期間

第6期山辺町障がい福祉計画及び第2期山辺町障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2次山辺町障がい者計画					第3次山辺町障がい者計画
第5期山辺町障がい福祉計画 第1期山辺町障がい児福祉計画			第6期山辺町障がい福祉計画 第2期山辺町障がい児福祉計画		

Ⅱ 障がい者の状況

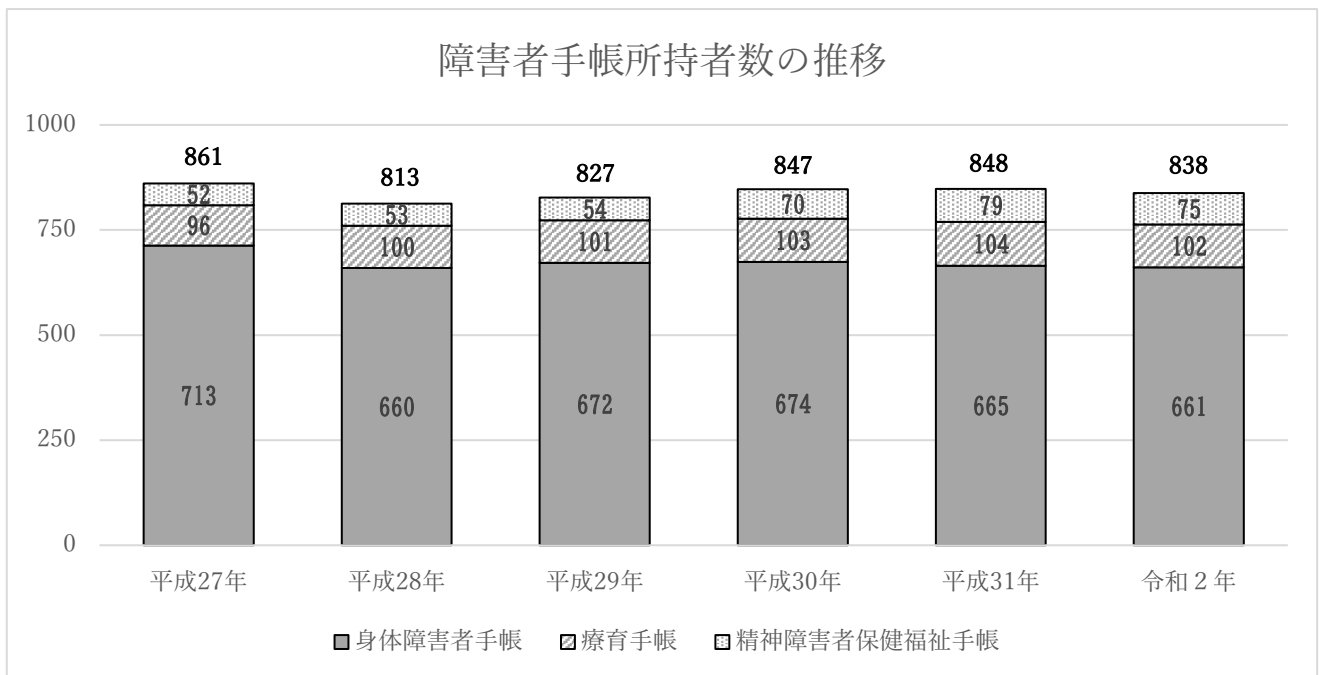
1 障害者手帳所持者数の推移

令和2年3月31日現在、障害者手帳を所持している方は、838人となっています。

推移をみると、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

年齢別にみると、65歳以上が過半数を占めています。

■図表 障害者手帳所持者数の推移



各年3月31日現在

■図表 年齢別にみた障害者手帳所持者数

区分	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	合計
合計	661人 (79%)	102人 (12%)	75人 (9%)	838人 (100%)
18歳未満	8人	20人	0人	28人
18～64歳	139人	71人	65人	275人
65歳以上	514人	11人	10人	535人

令和2年3月31日現在

2 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者を障がい等級別・種類別にみると、肢体不自由の4級の方が142人と最も多く、次いで内部障がいの1級の方が106人となっています。

また、種類別では、肢体不自由が395人と過半数を占めています。

■図表 障がい等級別・種類別身体障害者手帳所持者数

区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	8人	4人	0人	46人	106人	164人
2級	9人	9人	0人	50人	1人	69人
3級	1人	6人	3人	55人	27人	92人
4級	3人	23人	1人	142人	49人	218人
5級	3人	0人	—	81人	—	84人
6級	2人	11人	—	21人	—	34人
合計	26人	53人	4人	395人	183人	661人

令和2年3月31日現在

3 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者を障がい程度別にみると、B判定が67人で最も多くなっています。

性別では男性が多く、年齢別では18～64歳が最も多くなっています。

■図表 性別・年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数

区分	18歳未満		18～64歳		65歳以上		小計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A判定	6人	2人	16人	7人	0人	4人	22人	13人	35人
B判定	8人	4人	19人	29人	6人	1人	33人	34人	67人
小計	14人	6人	35人	36人	6人	5人	55人	47人	102人
合計	20人		71人		11人		102人		

令和2年3月31日現在

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を障がい等級別にみると、2級が38人で最も多くなっています。

性別では男性が多く、年齢別では18～64歳が最も多くなっています。

■図表 性別・年齢別・障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

区分	18歳未満		18～64歳		65歳以上		小計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1級	0人	0人	8人	2人	3人	1人	11人	3人	14人
2級	0人	0人	17人	19人	0人	2人	17人	21人	38人
3級	0人	0人	11人	8人	1人	3人	12人	11人	23人
小計	0人	0人	36人	29人	4人	6人	40人	35人	75人
合計	0人		65人		10人		75人		

令和2年3月31日現在

Ⅲ 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における成果目標と実績

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、その上で令和2年度末の段階において地域生活に移行する方の数値目標を設定しました。

平成28年度末の施設入所者数18人のうち、2人(11%)が地域での生活に移行するという目標設定に対し、実績見込みは2人(11%)となりました。また、令和2年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末施設入所者18人から2人(11%)を削減するという目標設定に対し、実績見込みは2人(11%)となりました。

■図表 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度末の施設入所者数	—	18人	平成28年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	2人 (11%)	2人 (11%)	平成28年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減数	2人 (11%)	2人 (11%)	令和2年度末段階での削減数

◆国の基本指針

平成28年度末時点の福祉施設に入所している障がい者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

令和2年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標として設定しました。

協議の場については令和2年度中に設置はできない状況です。引き続き設置に向けて検討していきます。

◆国の基本指針

平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針で示された就労支援に関する成果目標を設定しました。

福祉施設から一般就労へ移行する方については、令和 2 年度中に一般就労に 1 人移行するという目標設定に対し、実績見込みは 0 人となりました。

就労移行支援事業の利用者については、令和 2 年度末に 1 人とするという目標設定に対し、実績見込みは 0 人となりました。

■図表 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成 28 年度の一般就労移行者数	—	0 人	福祉施設を退所して平成 28 年度に一般就労した人数
令和 2 年度の一般就労移行者数	1 人	0 人	福祉施設を退所して令和 2 年度に一般就労する人数

■図表 就労移行支援事業の利用者数

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成 28 年度の就労移行支援事業の利用者数	—	0 人	平成 28 年度末における就労移行支援事業の利用者数
令和 2 年度の就労移行支援事業の利用者数	1 人	0 人	令和 2 年度末において就労移行支援事業を利用する人数

◆国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。

なお、目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障がい福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

4 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、町内や近隣市町との連携を視野に入れながら整備に努めることを目標として設定しました。

地域生活支援拠点等については、令和2年度中に設置はできない状況です。引き続き設置に向けて検討していきます。

◆国の基本指針

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

5 障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針で示された障がい児支援に関する成果目標を設定しました。

- ・ 児童発達支援センターについては、令和2年度中に設置はできない状況です。
- ・ 保育所等訪問支援については、県や山形市にて事業所を指定しております。
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在確保できていません。
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場については、令和2年度中に設置はできない状況です。

これらについては、引き続き設置等に向けて検討していきます。

◆国の基本指針

①児童発達支援センターの設置

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

②保育所等訪問支援の利用体制の構築

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

IV 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援なども得ながら、地域生活への移行を進めます。

また、地域における居住の場としてのグループホーム等の環境整備を図るほか、家族や関係機関に対し、理解を深めてもらうよう努めます。

■図表 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度末の施設入所者数	—	16人	令和元年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1人 (6%)	—	令和元年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減数	1人 (6%)	—	令和5年度末段階での削減数

◆国の基本指針

令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を計画的に行っていくよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を、町内に設置できるよう連携を図ります。

また、精神病床における1年以上の長期患者数の削減を継続し、引き続き早期退院率の目標値を下記のとおり設定します。

■図表 精神病床における退院率

項目	目標値	考え方
入院後3ヵ月時点の退院率	69%	ある月に入院した者のうち、当該月を含む各経過月後の月末までに退院した者の割合
入院後6ヵ月時点の退院率	86%	
入院後1年時点の退院率	92%	

◆国の基本指針

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者（精神病床への入院後1年以内に退院した者に限る。）の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上の1年以上長期入院患者数、65歳未満の1年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後3ヵ月時点の退院率、入院後6ヵ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）に関する目標値を設定することとする。

3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点等を、町内や近隣市町との連携を視野に入れながら整備できるよう努めます。

また、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

◆国の基本指針

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所などとともに、一般就労への不安解消に努めます。

また、ハローワーク、県及び関係機関との連携を図りながら、企業などへ働きかけ、一般就労や雇用支援策の理解促進に努めます。

■図表 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績	考え方
現在の年間一般就労移行者数	－	0人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援事業	－	0人	就労移行支援事業を通じて令和元年度に一般就労した者の数
就労継続支援A型事業	－	0人	就労継続支援A型事業を通じて令和元年度に一般就労した者の数
就労継続支援B型事業	－	0人	就労継続支援B型事業を通じて令和元年度に一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数	1人	－	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援事業	1人	－	就労移行支援事業を通じて令和5年度に一般就労した者の数
就労継続支援A型事業	0人	－	就労継続支援A型事業を通じて令和5年度に一般就労した者の数
就労継続支援B型事業	0人	－	就労継続支援B型事業を通じて令和5年度に一般就労した者の数

■図表 一般就労移行者数のうち就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	考え方
目標年度の一般就労移行者数	1人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労定着支援事業の利用者数	1人	上記のうち、就労定着支援事業を利用した者の数

※現在、町内には就労定着支援事業所は存在しない。

◆国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

なお、目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

5 障がい児支援の提供体制の整備

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置や主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置を、町内や近隣市町との連携を視野に入れながら整備できるよう努めます。

◆国の基本指針

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

6 相談支援体制の充実・強化等（新規）

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を、町内や近隣市町との連携を視野に入れながら整備できるよう努めます。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第1の9の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

別表第1の9

総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修へ職員が参加することで得た知識を基に、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析及び活用を行い、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、サービス事業者との情報共有に努めます。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、別表第1の10の表各項に掲げる障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

別表第1の10

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

V 障がい福祉サービスの量の見込みと確保の方策

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常時介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護や調理等の家事援助、外出時の移動支援等を行います。
同行援護	視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。
行動援護	自傷、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援等を行います。
重度障害者等包括支援	極めて重度の障がい者に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

サービス見込み量及び確保のための方策

- ・居宅介護（ホームヘルプ）、行動援護については、利用実績等を踏まえ、徐々に増加すると見込んでいます。同行援護については、継続的な利用が見込まれます。また、重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、これらのサービスの利用を妨げるものではありません。
- ・訪問系サービスは、地域での生活を支える上で必要不可欠なサービスであるため、利用が増加した場合にも十分に対応できるよう、多様な事業者の参入を促進します。また、サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供を行っていきます。

■図表 訪問系サービスの実績と見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	(見込み) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	6	6	5	6	6	7
	時間	69	72	67	70	70	75
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	1	1	2	2	2	2
	時間	3	5	4	4	4	4
行動援護	人	1	2	2	2	2	3
	時間	1	5	10	10	10	15
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

生活介護

常時介護を必要とする障がい者に、主として昼間において、障がい者支援施設等で行われる入浴・排せつ・食事等の介護、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

自立訓練 (機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体障がい者に対して、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練 (生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知的障がい者又は精神障がい者に対して、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援
(A型)

一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会の提供や知識及び能力のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。

就労継続支援
(B型)

一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会の提供や知識及び能力のために必要な訓練を行います。雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対し、企業や自宅等へ訪問することにより、生活や体調管理などの課題解決にむけて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

療養介護

医療を要する障がい者であって常時介護を必要とする人に対して、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を行います。

短期入所
(ショートステイ)

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者が一時的に介護を受けることが困難になった時に、施設に短期間入所をさせ、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

サービス見込み量及び確保のための方策

- ・ 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）については、利用実績等を踏まえ、徐々に増加すると見込んでいます。生活介護、就労移行支援、療養介護、短期入所（ショートステイ）については、継続的な利用が見込まれます。また、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）については、利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、これらのサービスの利用を妨げるものではありません。
- ・ 就労定着支援については、一般就労移行の推進の観点から、令和5年度に1人を見込んでいます。本計画期間中においては、制度周知に努め、利用希望があった場合に質の高いサービスが提供できるよう、事業所と調整していきます。
- ・ 日中活動系サービスは、障がい者の日中における活動を支える上で核となるサービスであるため、利用が増加した場合にも十分に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。在宅の障がい者の必要度や既存施設の新体系に

伴う利用者の必要度を把握し、障がい者が希望するサービスが利用できるよう支援を行っていきます。

■図表 日中活動系サービスの実績と見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	(見込み) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	29	28	28	29	29	29
	人日	536	516	514	530	530	530
自立訓練 (機能訓練)	人	1	1	0	0	0	0
	人日	21	7	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人	0	1	2	2	2	2
	人日	0	6	21	21	21	21
就労継続支援 (A型)	人	8	8	8	9	10	10
	人日	165	147	152	172	192	192
就労継続支援 (B型)	人	30	30	28	29	29	30
	人日	450	453	452	467	467	482
就労定着支援	人	0	0	0	0	0	1
療養介護	人	2	2	2	2	2	2
短期入所 (ショートステイ)	人	3	4	2	3	3	3
	人日	15	13	6	15	15	15

3 居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

自立生活援助

施設やグループホーム等を利用していた障がい者に対して、定期的に自宅を訪問し、生活や体調、地域生活への課題がないか確認し、必要や助言や関係機関との連絡調整を行ない支援します。

共同生活援助 (グループホーム)

地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や相談等、日常生活上の支援を行います。

施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排泄、食事の介護等が受けられるよう支援します。

サービス見込み量及び確保のための方策

- ・共同生活援助（グループホーム）については、徐々に増加すると見込んでいます。施設入所支援については、令和元年度末時点の施設入所者 16 人に対し、6%にあたる 1 人を削減目標とし、令和 5 年度の施設入所者を 15 人と見込みました。また、自立生活援助については、利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、これらのサービスの利用を妨げるものではありません。
- ・地域移行を希望している障がい者が、グループホーム等を体験利用するなど、円滑な地域移行が可能となる方策を検討していきます。また、グループホーム等の整備を推進するために、情報提供や相談等、事業者へ可能な支援を行っていきます。

■図表 居住系サービスの実績と見込み

(1 か月あたり)

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	(見込み) 令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	15	15	14	14	15	16
施設入所支援	人	17	16	16	16	16	15

4 相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

計画相談支援

サービス利用計画についての相談、作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者等に対し、地域生活を継続するための支援を行います。

サービス見込み量及び確保のための方策

- ・計画相談支援については、障がい福祉サービスの利用増加に伴い、サービス等利用計画の作成やモニタリングの件数が徐々に増加する見込みです。
- ・地域移行支援及び地域定着支援については、地域移行の推進の観点から、令和5年度に1人を見込んでいます。本計画期間中においては、制度周知に努め、利用希望があった場合に質の高いサービスが提供できるよう、事業所と調整していきます。
- ・町内には令和2年より相談支援事業所が開設されました。利用者が安心してサービスが利用できるよう町内及び近隣市町の相談支援事業所と連携し、支援の充実を図ります。

■図表 相談支援サービスの実績と見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	(見込み) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	13	14	15	16	17	18
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

5 障がい児支援

障がい児支援には、次のようなサービスがあります。

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中で授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児に、当該障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児など重度の障がい等のため外出が著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援の提供を行います。
障害児相談支援	サービス利用計画についての相談、作成などの支援が必要と認められる場合に、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。

サービス見込み量及び確保のための方策

- ・放課後等デイサービスについては、利用ニーズや利用実績から徐々に増加すると見込んでいます。児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援については、対象年齢が限定されていることから横ばいの見込みとしました。居宅訪問型児童発達支援については、本計画期間中は見込んでいませんが、サービスの利用を妨げるものではありません。

- ・ 障害児相談支援については、障がい児支援のサービス利用の増加に伴い、障害児支援利用計画の作成やモニタリングの件数が徐々に増加する見込みです。
- ・ 町内には令和2年より放課後等デイサービス事業所が開設されました。サービス提供の拡大について働きかけをし、県等が実施している研修等の情報提供を行っていきます。

■ 図表 障がい児支援サービスの実績と見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	16	11	7	7	7	7
	人日	98	61	28	28	28	28
医療型児童発達支援	人	1	1	1	1	1	1
	人日	12	6	5	5	5	5
放課後等デイサービス	人	23	30	32	33	34	35
	人日	264	352	359	370	380	390
保育所等訪問支援	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	4	4	4	5	5	6

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労など）を営むことができるよう、地域の特性（社会資源など）や利用者の状況に応じて、市町村の判断により柔軟に実施できる事業です。

地域生活支援事業には、町の必須事業として位置づけられているものと、町の施策に応じて実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

必須事業

理解促進研修 ・啓発事業	障がい者や障がいの特性等に関する地域住民の理解を深めるため、広報活動や研修会などを行う事業です。
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。
相談支援事業	<p>障害者相談支援事業</p> <p>障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止などの権利擁護のために必要な援助を行う事業です。</p> <p>基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図る事業です。</p> <p>住宅入居等支援事業</p> <p>障がい者等が、保証人がいない等の理由により賃貸契約による一般住宅への入居が困難な場合、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援する事業です。</p>
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る事業です。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がい者のため、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行う事業です。
日常生活用具 給付等事業	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、自立した生活と社会参加を支援する事業です。
手話奉仕員 養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。

地域活動支援センター 機能強化事業

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、地域生活支援の促進を図る事業です。

任意事業

訪問入浴サービス事業

身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

生活訓練等事業

障がい者に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。

日中一時支援事業

在宅で介護をしている家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要と認められる障がい者の日中における活動の場の提供や介護等を行う事業です。

知的障がい者 職親委託事業

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、職親（知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う事業です。

自動車運転免許取得・ 改造助成事業

障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成する事業です。

サービス見込み量及び確保のための方策

- ・それぞれの事業について、利用ニーズや実績から今後の見込みを推計しました。
- ・障がい者が、住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な対応を行い、障がい者が希望するサービスが利用できるよう支援を行っていきます。

■図表 地域生活支援事業の実績と見込み

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	(見込み) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	件数	0	0	0	0	0	0
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター機能強化事業	有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件数	0	0	0	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	件数	52	32	42	42	42	42
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件数	2	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件数	4	3	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	2	4	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	0	2	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	359	339	366	372	372	378
居宅生活動作補助用具	件数	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	有無	無	無	無	無	無	無
移動支援事業	人	1	1	1	1	1	1
	時間	69	19	23	23	23	23
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人	2	2	2	1	1	1
生活訓練等事業	人	4	4	4	4	4	4
日中一時支援事業	人	3	3	3	3	3	3
知的障がい者職親委託事業	人	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	0	0	1	0	0	0

VI 計画の推進

1 計画の推進体制

すべての人々がお互いを尊重して支え合い、人としての尊厳をもって生き生きと暮らしていくことができる地域社会を実現するためには、地域社会を構成する住民、ボランティア団体、NPO、障がい福祉サービス事業者、関係機関、社会福祉協議会及び行政等が協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互連携を図りながら、総合的かつ効果的に本計画を推進していくことが大切です。

本計画の推進に当たっては、山辺町地域自立支援協議会を活用し、地域における障がい福祉に関するネットワークの一層の構築に努めます。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく事業の実施に当たっては、PDCAサイクル※を活用し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

点検、評価の結果については、定期的に山辺町地域自立支援協議会で協議を行い、目標の達成に向けた取り組みを進めます。

※PDCAサイクルとは、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」のプロセスを順に実施するマネジメント手法です。

第6期山辺町障がい福祉計画
第2期山辺町障がい児福祉計画

令和3年3月

発行／山形県山辺町保健福祉課
山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
TEL 023-667-1107 FAX 023-667-1108

この計画は、見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。